

ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例

(目 的)

第1条 この特例は、ベンチャーファンドが発行する投資証券の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この特例において、「ベンチャーファンド」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。）第2条第12項に規定する投資法人であって、第2項に規定する未公開株等に対する投資として運用することを目的として設立されたものをいう。

2 この特例において、「未公開株等」とは、次に掲げる資産をいう。

- (1) 金融商品取引所に上場されている株券又は外国の金融商品取引所に上場されている株券若しくは外国の組織された店頭市場において継続的に取引されている株券（以下「上場株券等」という。）以外の内国株券（以下「未公開株」という。）
- (2) 未公開株の発行者が発行する優先株、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
- (3) 投資信託法に規定する投資信託の受益証券（前2号に掲げる有価証券に対する投資として運用することを目的として設立された投資信託の受益証券に限る。）
- (4) 投資信託法に規定する投資証券（第1号又は第2号に掲げる有価証券に対する投資として運用することを目的として設立された投資法人が発行する投資証券に限る。）

(5) 当事者の一方が、相手方の行う第1号又は第2号に掲げる有価証券の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

(6) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条に規定する投資事業有限責任組合契約に係る出資の持分

3 この特例において、「上場後5年以内の株券等」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) 上場株券等となってから5年間を経過していない内国株券

(2) 前号に掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

4 この特例において「現金同等物等」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第19項に規定する現金同等物及びこれに類するものとして本所が適当と認めるものをいう。

（上場申請）

第3条 投資証券の上場は、当該投資証券の発行者である投資法人及び当該投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等（資産運用会社（投資信託法第2条第19項に規定する資産運用会社をいい）、当該資産運用会社から投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含む。以下同じ。）又は投資顧問業者（法第28条第4項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた金融商品取引業者をいう。以下同じ。）をいう。以下の申請により行うものとする。

2 投資証券の上場を申請しようとする者（以下「新規上場申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、第5条第2項各号のいずれかの規定の適用を受ける場合には、第4号に

掲げる書類の提出を要しないものとする。

- (1) 本所所定の有価証券上場申請書
- (2) 新規上場申請者である投資法人（以下「申請投資法人」という。）
の規約 2 部
- (3) 申請投資法人が投資信託法第187条の登録を受けていることを証
する書面の写し
- (4) 本所所定の投資口の分布状況表
- (5) 運用資産の状況を記載した書面 2 部
- (6) 未公開株等の評価に係る業務を未公開株等の評価を業として行つ
ている者（以下「未公開株等評価機関」という。）に委託しているこ
とを証する書面
- (7) 本所所定の未公開株等評価機関に関する概要書
- (8) 第5条第1項第8号に規定する投資主名簿等管理人と投資主名簿
に関する事務の委託に関する契約を締結していることを証する書面
又は当該投資主名簿等管理人から投資主名簿に関する事務の受託に
ついての内諾を得ていることを証する書面
- (9) 第5条第1項第9号の規定により申請投資法人が確約した書面
- (10) 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- (11) 幹事現物取引参加者が作成した本所所定の確認書

3 申請投資法人は、上場申請日の直前営業期間の末日の1年前の日以
後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合
には、当該各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 内閣総理大臣等に上場申請に係る投資証券の募集に関する届出又
は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次
の書類の写し

各 2 部（b に掲げる書類については 1 部）

- a 有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）及びその添付
書類

- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
- d 届出自論見書（届出仮目論見書を含む。）

(2) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

各 2 部

- a 有価証券報告書（報告書代替書面を含む。以下同じ。）（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類
- b 半期報告書（半期代替書面を含む。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）
- c 臨時報告書（臨時代替書面を含む。以下同じ。）（訂正臨時報告書を含む。）

4 上場申請銘柄が、第 5 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の資産運用会社等が行うものとする。

5 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第 2 項各号（第 1 号を除く。）に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

6 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。

（上場申請に係る宣誓書等）

第 3 条の 2 投資証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を

行う時に，本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。
ただし，当該新規上場申請者が既に本所の上場投資証券について当該宣誓書を提出している場合には，提出を要しない。

2 新規上場申請者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは，当該申請を行う時に，本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。ただし，当該発行者が既に本所の上場投資証券について当該確認書を提出している場合には，提出を要しない。

(上場審査料)

第4条 申請投資法人は，本所が定める金額の上場審査料を，上場申請日後速やかに納入するものとする。

(上場審査基準)

第5条 次条に規定する投資証券の上場審査は次の各号に適合する投資証券を対象として行うものとする。

(1) 規約の記載事項

申請投資法人の規約に次に掲げる事項又はこれと同等の内容が記載されていること。

- a 特定の投資先に取得時における純資産額の10%を超えて投資しないこと。
- b 投資主の請求により投資口の払戻しを行わないこと。
- c 利益を超えて金銭の分配を行わないこと。
- d 営業期間として定める期間が6か月以上であること。
- e 資金の借入れ及び投資法人債の発行を行わないこと。

(2) 資産運用会社等の適格性

新規上場申請者である資産運用会社等が次のa又はbに適合すること。

- a 新規上場申請者である資産運用会社が社団法人投資信託協会

の会員であること。

- b 新規上場申請者である投資顧問業者が一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であること。

(3) 運用資産

申請投資法人の運用資産が次の a 及び b に適合すること。

- a 国内の未公開株等及び上場後 5 年以内の株券等への投資額の合計（以下「株券等投資額」という。）が純資産額の 70% 以上となり，かつ，未公開株等への投資額が株券等投資額の 50% 以上となる見込みのこと。
- b 国内の未公開株等及び上場後 5 年以内の株券等以外の資産（以下「その他の資産」という。）が，現金及び現金同等物等に限られること。

(4) 上場投資口口数

上場投資口口数が，上場の時までに 2,000 単位（本所の市場における売買単位をいう。以下同じ。）以上となる見込みのこと。

(5) 投資口の分布状況

投資口の分布状況が次の a 及び b に適合すること。

- a 大口投資主（所有する投資口口数が多い順に 10 名の投資主をいう。以下同じ。）が所有する投資口の総数が，上場の時までに，上場投資口口数の 80% 以下になる見込みのこと。
- b 大口投資主を除く 1 単位以上の投資口を所有する投資主の数が，上場の時までに 300 人以上になる見込みのこと。

(6) 純資産額

純資産額が，上場の時までに 30 億円以上となる見込みのこと。

(7) 虚偽記載等

次の a 及び b に適合すること。

- a 申請投資法人に係る最近 2 年間に終了する各営業期間（当該申請投資法人の設立後の期間に限る。以下この号において同じ。）の

財務諸表等又は各営業期間における中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書，発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類，有価証券報告書及びその添付書類，半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。

- b 申請投資法人に係る最近2年間に終了する各営業期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する営業期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において，公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし，本所が適當と認める場合は，この限りでない。

(8) 投資主名簿等管理人

投資信託法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人が，本所の承認する機関であること又は本所が承認する機関から投資主名簿に関する事務を受託する旨の内諾を得ていること。

(9) 適時開示に係る確約

申請投資法人が，以下に掲げる事項について書面により確約を行っていること。

- a 申請投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等及び運用資産（運用資産の裏付けとなる未公開株等を含む。以下この号及び第10条第2項第2号において同じ。）に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- b 申請投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等及び運用資産に関する情報について，第10条の規定に従い開示を行うこと。

c 申請投資法人が第10条の規定に従い申請投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等に関する情報の開示を行うことについて当該資産運用会社等が同意していること。

(10) 当該銘柄が指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する投資証券の上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場投資証券の発行者である投資法人（以下「上場投資法人」という。）が非上場投資証券の発行者である投資法人（以下「非上場投資法人」という。）に吸収合併され、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

前項各号（第5号及び第6号を除く。）に適合していること。

(2) 上場投資法人が他の上場投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

a 前項各号（第3号及び第5号から第7号までを除く。）に適合していること。

b 当該上場投資法人が、第13条第1項第1号a前段に該当している場合には、当該新規上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同a前段の規定に該当しない見込みのこと。

(3) 上場投資法人が非上場投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

前項各号（第5号及び第6号を除く。）に適合していること。この場合における前項第7号の規定の適用については、同号中「申請投

資法人」とあるのは、「非上場投資法人」と読み替えるものとする。

(上場審査)

第6条 投資証券の上場審査は、新規上場申請者に係る次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 未公開株等の評価の適正性

運用資産である未公開株等の評価を適正に行うことができる状況にあること。

(2) その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第6条の2 投資証券の上場前に行われる公募又は売出しについては、本所が定める規則によるものとする。

(上場契約)

第7条 本所が投資証券を上場する場合には、新規上場申請者は、本所定の投資証券上場契約書を提出するものとする。ただし、当該新規上場申請者が既に本所の上場投資証券について投資証券上場契約書を提出している場合にはこの限りでない。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第8条 新規上場申請者は、第3条の規定により提出した書類のうち、本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新投資証券の上場申請手続等)

第9条 上場投資法人の新たに発行される投資証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、上場投資法人が本所所定の有価

証券上場申請書を提出するものとする。

2 前項の規定により上場申請があった場合には、次の各号に掲げるところにより原則として上場を承認するものとする。

(1) 上場投資法人が新たに発行する投資証券であって上場投資証券と権利関係を異にするものが、本所が定める基準に適合するときは、当該投資証券はその発行されたときに上場する。

(2) 前号に該当するほか、上場投資法人が新たに発行する投資証券は、その発行されたとき（上場投資証券と権利関係を異にする投資証券については権利関係が同一となったとき）に、上場投資証券に追加して上場する。

3 上場投資法人が、当該上場投資証券の銘柄、数量等を変更しようとする時は本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

（上場投資法人が行う適時開示等）

第10条 上場投資法人又は上場投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等に関する情報の適時開示については、次の各号に定めるところによる。

(1) 上場投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定を行った場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含み、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。

- a 投資口の併合又は分割
- b 投資口の追加発行又は売出し
- c 合併
- d 規約の変更又は解散（合併による解散を除く。）
- e 国内の金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請

- f 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
 - g 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動
 - h 未公開株等評価機関の異動
 - i 役員の異動
 - j 金銭の分配
 - k 1単位の投資口口数の変更
 - l 投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこと。
 - m aから前lまでに掲げる事項のほか、上場投資証券又は上場投資法人の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場投資法人に次に掲げる事実が発生した場合は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。
- a 投資信託法第214条の規定による業務改善命令
 - b 上場廃止の原因となる事実（第13条第1項第5号又は第6号に掲げる事由に係るものに限る。）
 - c 純資産額が投資信託法第124条第1項第3号に定める基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。
 - d 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことを決定した場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号gの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）
 - e 未公開株等評価機関の異動（業務執行を決定する機関が、当該未公開株等評価機関の異動を行うことを決定した場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前

号 h の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

f 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのことの旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに法第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により新たに期間の承認を受けたこと。

g 投資信託法第215条第2項の規定による投資法人の登録の取消しの通告

h 投資主による投資主総会の招集の請求

i 投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知の受領その他投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなったこと。

j aから前iまでに掲げる事実のほか、上場投資証券又は上場投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等が次に掲げる事項を行うことについての決定を行った場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含み、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。

a 国内の金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申

請

- b 当該資産運用会社等の合併
 - c 当該資産運用会社等の破産手続開始の申立て
 - d 当該資産運用会社等の解散（合併による解散を除く。）
 - e 当該資産運用会社等の金融商品取引業の廃止
 - e の 2 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業（法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者ではなくなること
 - f 当該資産運用会社等の会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
 - g 当該資産運用会社等の事業の全部の譲渡
 - h 当該資産運用会社等が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
 - i 社団法人投資信託協会又は一般社団法人日本投資顧問業協会からの脱退
 - j a から前 i までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該資産運用会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (4) 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等に次に掲げる事実が発生した場合は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。
- a 法第51条の規定による業務改善命令
 - b 上場廃止の原因となる事実（第13条第2項各号に掲げる事由に係るものに限る。）
 - c a 及び前 b に掲げる事実のほか、法に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分
 - d a から前 c までに掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該資産運用会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であ

つて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

2 上場投資法人の運用資産に関する情報の開示については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等が次に掲げる事項についての決定を行った場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）は、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。
- a 運用資産に係る資産の譲渡又は取得（本所が定める基準に該当するもののその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）
 - b 前aに掲げるもののほか、運用資産に係る重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 運用資産に次に掲げる事実が発生した場合には、本所が定めるところにより、直ちに開示するものとする。
- a 未公開株が金融商品取引所に上場されることとなった場合（当該上場が延期されることとなった場合又は取り消されることとなった場合を含む。）
 - b 上場株券等が上場廃止されることとなった場合
 - c 未公開株等の発行者が破産手続、再生手続若しくは更生手続開始の申立てを行った場合又はこれに準ずる状態になった場合
 - d aから前cまでに掲げるもののほか、運用資産に係る重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 上場投資法人は、当該上場投資証券の1口当たり純資産額を、週1回開示するものとする。
- (4) 上場投資法人は、運用資産に関する以下に掲げる事項を、月1回開示するものとする。
- a 上場後5年以内の株券等の銘柄
 - b 未公開株等の発行者の概要

c 直近の運用状況及び短期的な運用方針

(5) 上場投資法人に係る営業期間又は中間営業期間に係る決算の内容が定まった場合には、直ちに開示するものとする。

3 前2項のほか、上場投資証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示等規則」という。)及びその取扱いに定めるところに準じるものとする。

4 上場投資法人は、投資者への適時、適切な上場投資証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

(本所への協力義務)

第11条 上場投資法人は、次の各号に掲げる場合において、本所が財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求めるときには、これに協力するものとする。

(1) 当該上場投資証券の上場廃止に係る該当性の判断に本所が必要と認める場合

(2) 当該公認会計士等が契約期間中に退任する場合等で、本所が必要と認める場合

2 上場投資法人は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第12条 上場投資法人が次の各号に定める場合に該当した場合には、直

ちに本所に通知するとともに，本所が別に定めるところに従い，書類の提出を行うものとする。ただし，上場投資法人が第10条の規定に基づき行う会社情報の開示により，当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており，本所が適当と認めるときは，この限りでない。

(1) 上場投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- a 第10条第1項第1号のaからfまで又はhからmまでに掲げる事項
- b 基準日の設定
- c 投資主総会の招集
- d 投資主名簿等管理人の変更
- e aから前dまでに掲げる事項のほか，上場投資証券に関する権利等に係る重要な事項

(2) 上場投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等が第10条第1項第3号又は同条第2項第1号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合

2 上場投資法人は，次の各号に定める事項について決議又は決定を行った場合には，直ちに本所に通知するとともに，本所が別に定めるところに従い，書類の提出を行うものとする。

(1) 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をすることがある者の選定
(2) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格

3 上場投資法人は，第10条第1項第2号(d及びfを除く。)及び第4号，同条第2項第2号d並びに同条第3項のいずれかに該当した場合には，直ちに本所に通知するとともに，本所が別に定めるところに従い，書類の提出を行うものとする。

4 上場投資法人は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 本所所定の資産の運用状況表

営業期間終了後3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく

(2) 投資主への発送書類

当該書類の発送日前

5 上場投資法人は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場投資法人の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

6 上場投資法人は、第4項第2号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 前各項のほか、上場投資法人は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(投資口の分割の効力発生日等)

第12条の2 上場投資証券の発行者である投資法人は、投資口の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

2 上場投資証券の発行者である投資法人は、前項に規定する場合において、発行可能投資口総口数の増加に係る投資主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

(行動規範)

第12条の3 上場投資証券の発行者である投資法人は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある投資口の併合又は分割を行わないものとする。

(上場廃止基準)

第13条 上場投資証券が次の各号に該当する場合には、当該上場投資証券の上場を廃止するものとする。

(1) 運用資産

次のa又はbのいずれかに該当した場合

- a 株券等投資額が純資産額の70%未満又は未公開株等への投資額が株券等投資額の50%未満となった場合において、1年以内に株券等投資額が純資産額の70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とならないとき。ただし、本所が適当と認める場合はこの限りでない。
- b その他の資産が、現金及び現金同等物等に限られなくなった場合。ただし、本所が適当と認める場合はこの限りでない。

(2) 投資法人の規約

上場投資法人の規約について、次のいずれかに掲げる変更を行った場合

- a 「株券等投資額を純資産額の70%以上とし、かつ、未公開株等への投資額を原則として株券等投資額の50%以上とする」旨の投資方針でなくなること。
- b 特定の投資先に取得時における純資産額の10%を超えて投資すること。
- c 投資主の請求により投資口の払戻しを行うこと。
- d 利益の額を超えて金銭の分配を行うこと。
- e 営業期間として定める期間を6か月未満とすること。

f 資金の借入れ及び投資法人債の発行を行うこと。

(3) 上場投資口口数

上場投資口口数が2,000単位未満となった場合

(4) 売買高

最近1年間における月平均売買高が5単位未満である場合

(5) 投資法人の解散

投資信託法第143条に掲げる解散事由のいずれかに該当する場合

(6) 破産手続等

法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

(7) 未公開株等評価機関

未公開株等の評価に係る業務の未公開株等評価機関への委託を行わなくなった場合

(8) 不適当な合併

上場投資法人が合併（上場投資法人が解散することとなる合併を除く。）を行った後、その状態が著しく悪化し、本所が上場廃止を適当と認めた場合

(9) 有価証券報告書等の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場投資法人の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(10) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbのいずれかに該当した場合

a 上場投資法人に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

b 上場投資法人に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合

(11)上場契約違反

上場投資証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、第3条の2第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(12)投資主名簿等管理人

上場投資法人が、投資主名簿に関する事務を第5条第1項第8号に規定する本所の承認する機関に委託しないこととなった場合又は委託しないことが確実となった場合

(13)指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(14)その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合

2 上場投資法人が資産の運用に係る業務を委託する資産運用会社等が次の各号に該当する場合には、上場投資証券の上場を廃止するものとする。ただし、当該資産運用会社等が行っていた業務が他の資産運用会社等に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社等が投資証券上場契約書を提出する場合は、この限りでない。

- (1) 法第50条の2第2項の規定により金融商品取引業の登録が失効した場合
- (2) 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合
- (3) 社団法人投資信託協会又は一般社団法人日本投資顧問業協会の会員でなくなった場合
- (4) 当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等でなくなった場合
- (5) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合

- 3 第1項第1号の審査は、上場投資法人に係る毎営業期間の末日現在の資料に基づいて行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の審査は、本所が定めるところにより、上場投資法人に係る毎営業期間の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第13条の2 上場投資証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場投資証券を監理銘柄に指定することができる。

- 2 上場投資証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場投資証券を整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(上場廃止日の取扱い)

第14条 上場投資証券の上場廃止が決定された場合における上場廃止日

の取扱いは，本所が定めるところによる。

(上場手数料及び年賦課金)

第15条 投資証券を上場しようとする投資法人及び上場投資法人は，本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

(有価証券上場規程の読み替え)

第16条 投資証券に係る有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで，第14条の6から第14条の10まで，第15条及び第20条の規定の適用については，同第14条の2から第14条の4まで及び同第14条の6から第14条の10まで中「上場会社」とあるのは「上場投資法人」と，同第15条及び第20条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場投資法人」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第17条 この特例に定めのある事項並びにこの特例の解釈及び運用に關し必要な事項は，本所が定める。

付 則

この規則は，平成13年12月3日から施行する。

付 則

- 1 この特例は，平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は，新株予約権付社債とみなして，改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前

の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この特例は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する営業期間に係る監査報告書及び平成15年3月1日後開始する営業期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する営業期間に係るもの及び平成15年3月1日以前に開始する営業期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この特例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、本所が定める日から施行する。

(注) 本所が定める日は平成16年12月13日

付 則

1 この特例は、平成17年2月1日から施行する。

2 改正後の第3条の2及び第5条第1項第7号aの規定は、この特例施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場を申請する投資証券から適用する。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に投資証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者である者(施行日において現に上場投資証券の発行者である者を除く。)は、改正後の第3条の2第2項に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに(同日までに本所が上場承認していない場合は、本所が上場を承認する日に)本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該宣誓書及

び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 4 改正後の第10条第1項第2号f及び第13条第1項第9号の規定は、施行日以後開始する営業期間又は中間営業期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 5 改正後の第10条第3項の規定にかかわらず、施行日において現に上場投資証券の発行者である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の第12条第5項の規定は、施行日以後終了する営業期間又は中間営業期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 7 改正後の第13条第1項第10号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類については、同日以後に内閣総理大臣等に提出されるものから適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条の2第1項の規定は、平成18年1月4日以後の日を基準日とする投資口の分割について適用する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は，平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年7月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この特例は，平成21年12月30日から施行する。

2 この改正規定施行の日から過去5年以内に，改正前の第10条第4項の規定に基づく上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第16条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置を，改善報告書を2回提出している場合は改正後の第16条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置及び同条第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。

付 則

この特例は，平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この特例は，平成22年6月30日から施行する。

2 改正前の第3条の2第2項及び第10条第3項の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は，当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は，本所所定の取

引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成23年1月31日から施行する。
- 2 第13条第1項第1号aの規定のうち、「株券等投資額が純資産額の70%未満又は未公開株等への投資額が株券等投資額の50%未満となつた場合において、1年以内に株券等投資額が純資産額の70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とならないとき。」は、当分の間、「株券等投資額が純資産額の70%未満となつた場合において、1年以内に株券等投資額が純資産額の70%以上とならないとき。」と読み替える。この場合において、株券等投資額を「国内の未公開株等及び上場後10年以内の株券等（上場株券等となってから10年間を経過していない内国株券及び当該内国株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。）への投資額の合計」とするものとする。

付 則

この特例は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。